北上川上流流域下水道
水沢浄化センター
１系重力濃縮設備更新（機械設備）工事

特　記　仕　様　書

平成２１年

北上川上流流域下水道事務所

目　　次

ページ

第１章　総則　1
第２章　重力濃縮設備　2
　第１節　№.１汚泥かき寄せ機　2
　第２節　№.１汚泥引抜弁　6
　第３節　ポンプ室床排水ポンプ　7
　第４節　連絡管廊№.１～３床排水ポンプ　10
　第５節　配管　13
　第６条　基礎工　14
　第７条　鋼製加工品類　15

第３章　撤去工事　16

第４章　特記事項　17
　§１　工期　17
　§２　コンクリート中のアルカリ総量の抑制の確認　17
　§３　公共事業労務費調査に対する協力　17
　§４　グリーン購入法特定調達品購入実績調査票の提出　18
　§５　下請調書及び建設資材調書　18
　§６　安全訓練実施状況報告書　18
　§７　低入札工事における品質管理の強化　18

第１章　総　　則

第１条 概　要

１．特記仕様書は、水沢浄化センター１系重力濃縮設備更新（機械設備）工事に適用する。

２．本仕様書は、日本下水道事業団編「機械設備工事標準仕様書」と併せて適用する。

第２条　仕様書の遵守

１．本特記仕様書に記載されていない一般事項については、岩手県土木共通仕様書（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）及び日本下水道事業団編「機械設備工事一般仕様書（機械設備工事必携、以下「一般仕様書」という。）を準用する。

第３条　製作

１．請負者は、契約後速やかに本仕様書及び設計書に基づき、工程表並びに承諾図を作成し、監督員の承諾を受けること。この承諾図を得た後でなければ製作に着手してはならない。

また、本設備の機器が製作者固有の設計による製品で、本仕様書及び設計書と異なる場合は、事前に理由を申し出て監督員の承諾を受けなければならない。

第４条　官公庁への手続き

１．本工事で関係官庁への手続きを必要とするものは、請負者がこれに要する申請書、届出書を作成し、手続きの一切を代行すること。

第５条 施　工

１．本仕様書及び設計書に明記していないものでも、本設備の目的並びに工事施工上・維持管理上、当然必要なものは、監督員の指示に従い、請負者の負担で整備又は施工しなければならない。

第６条 現場代理人

１．請負者は、現場代理人及び主任技術者を定め、書面にて本県の承諾を得なければならない。

第７条 提出書類

１．本工事において、請負者は岩手県土木共通仕様書及び一般仕様書に記載した書類を提出すること。

第８条 その他

１．設計図書（設計図、本仕様書、一般仕様書）の内容に相違がある場合は、監督員の指示に従い解決すること。

２．本工事には、総合試運転を含まないこと。

３．本工事の環境条件（積雪寒冷地）を十分理解し、性能の発揮・維持管理性等を考慮した設計及び施工を行うこと。

４．本施設の運転状況及び状態（水質・性状等）を調査し、十分検討した結果に基づいて設計及び施工を行うこと。

第２章　重力濃縮設備

第１節　No.１汚泥かき寄せ機

１　使用目的

汚泥濃縮タンク内に沈殿した汚泥タンクを中央の汚泥ピット内にかき集めるものである。

２　仕　様

項　　目	仕　　様	備　　考
(1)　形　　式	中央駆動式懸垂形	
(2)　槽　寸　法	φ8500㎜×側水深 3000㎜	
(3)　かき寄せ速度	約　２～３　ｍ／min	
(4)　駆 動 装 置	減速機付電動機	
(5)　電 動 機 出 力	0.４ｋＷ×４Ｐ	
(6)　電　　源	400Ｖ×50Ｈｚ	
(7)　数　　量	１台	

３　構造概要

汚泥かき寄せ機は、駆動装置、主軸、フィードウェル、鋼製ブリッジ、レーキ、スカムスキマ等よりなり、駆動装置から主軸を通じ、レーキアームに回転力をあたえ、池底の汚泥をレーキアームに取付けられたレーキで連続的に池中央の汚泥ピットへかき寄せるものである。濃縮タンク水面に発生したスカムはスカムスキマによりスカムパイプに集め除去する。なお、駆動装置はブリッジ上に設置し、主軸およびレーキアームはブリッジより懸垂された中央駆動式懸垂形の構造とする。

４　製作条件

（１）本装置は、かき寄せ機負荷および起動時負荷に対し、十分安全なものとし、運転中に振動、発熱、異常騒音等がなく、連続運転に耐えるものとする。

本装置は、地震時の振動および動水圧による破損や破壊の起こらない構造とする。

（２）装置各部は、腐食および摩耗に対して十分な強度および肉厚を有すること。

（３）周速度は約２～３ｍ／min とする。

（４）ピケットフェンス(SS400)を設けるものとする。

ただし、レーキアームは２枚羽根とし（補助羽根を設けてもよい）、９㎜厚以上の鋼材を使用してトラス構造に組立て、曲げ荷重等に対し十分な強度を持たせる。

５　各部の構造

（１）駆動装置

１）本装置は電動機、サイクロ減速機または遊星歯車減速機もしくは歯車・チェーン等を使用し、安全、確実に動力を伝達する。なお、所定のかき寄せ速度に適合する様に減速しカップリング、軸受台を介して主軸を回転する構造とする。

２）軸受は、かき寄せ機本体の荷重ならびに回転による振れを十分に支持できるものとする。

4

3）駆動装置用減速機およびチェーン露出部用のカバーはステンレス鋼板（ＳＵＳ304、２ｔ以上）とし、カバーは点検、給油に便利な点検窓（カバー付）を設ける。また、駆動装置用減速機カバーは、換気を十分考慮したものとし、室内の場合は、チェーンカバーのみとする。

（2）鋼製ブリッジ

1）ブリッジは、溶接構造とし、主桁および補助梁などを備えた強固なものとし、撓みはＬ／800以下とする。

2）ブリッジ上面の点検歩廊は巾１ｍ以上とし、中央駆動部周りには点検、補修等に必要な十分なスペースを確保し、チェッカプレト（６ｔ縞鋼板）張りとする。なお要部には点検用蓋を備えブリッジの両側には手摺りを設けなければならない。

（3）レーキおよびレーキアーム

1）レーキはレーキアームに強固に取付けるとともに各レーキをオーバラップさせ、かき残しの生じないものとする。

2）レーキ下部には交換可能な調整ブレードを取付け、池底との間隔を調整できるものとする。

3）レーキアームは２枚羽根とし（補助羽根を設けてもよい）、６ｔ以上の鋼材を使用してトラス構造に組立て、曲げ荷重等に対し十分な強度をもたせること。

正方形池では、必要によりコーナ用レーキ、レーキアームを設ける。

4）池底との隙間は、ブレード中央部で約30㎜以下とし、ブレード先端には池底の汚泥のかき残しがないようにゴムを取り付ける。

（4）フィードウェル

1）躯体にサポートにて強固に取付け、流速をすみやかに減じ、整流効果の大きいものとする。

2）フィールドウェルはＳＵＳ304（３ｔ以上）とする。

3）フィードウェル内のスカムは、フィードウェルにバッフル付小窓を設けこれより排除が行えるものとする。

（5）主軸、軸受

1）主軸は軸受台より懸垂され、ねじれ荷重に対して十分余裕のあるものとする。軸受はころがり軸受とし、スラスト荷重を支持する構造とする。

2）界面部については水中部20cm、水上部30cmの計50cm部分には、ガラス繊維入り耐食性合成樹脂ライニング（ガラスクロスの場合３プライ、ガラスフレークの場合1000μm以上）を行う。

（6）スカムスキマ装置

1）スキマアームは、主軸に強固に取りつけ、スカムブレードは、パイプスキマの上を通過するものとする。

2）スカムブレードは、可動式としパイプスキマへのスカム排除が円滑に行えるものとする。

3）バッフルプレートはスカム流出防止に適した構造とし、サポートにより強固に据付けるものとする。

4）スカムブレードは、潜流等に対し考慮し、効率よくスカム補集の行える構造とする。

5）パイプスキマは、自動反転式とする。詳細については、第５章第３節§４によるものとする。

（7）給油装置

1）駆動装置は給油点検が容易に行える構造とする。

2）給油しやすい位置にグリースニップルを設けること。
3）スラブ面を覆蓋する場合、電動機、駆動装置等は覆蓋より上部に出るよう設置し補修点検に便ならしめると同時に、電動機の絶縁低下の防止、機器の保護等についても十分考慮しなければならない。

（8）電動機の仕様は、屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自力形、連続定格とする。

（9）越流堰

本工事に越流堰を含む場合、構造等は下水道施設標準図（詳細）による。

6　使用材料

（1）ブレード	ＳＵＳ304（2㎜以上）
（2）水中部ボルト、ナット	ＳＵＳ304
（3）レーキ、レーキアーム	ＳＳ400
（4）主　　軸	ＳＴＰＧ370、ＳＴＫＭ又は相当品
（5）フィードウェル	ＳＵＳ304（3㎜以上）
（6）フィードウェルサポート	ＳＳ400
（7）ブリッジ	ＳＳ400
（8）手すり	ＳＧＰ（32Ａ、25Ａ使用）
（9）スキマアーム	ＳＵＳ304
(10) スカムブレード	ＳＵＳ304（3㎜以上）
(11) バッフルプレート	ＳＵＳ304（3㎜以上）
(12) バッフルプレート用ブラケット	ＳＵＳ304（5㎜以上）

7　保護装置

（1）機械的保護装置

過負荷防止用保護装置

（2）電気的保護装置

過負荷防止用過電流検出器（電気設備工事）

8　運転・操作概要

（1）操　作

中央 ――― 手動

現場 ――― 単動（正転・停止・寸逆）

9　試験・検査

機械設備工事必携による。

10　据　　付

機械設備工事必携に準拠するほか次の点に留意すること。

（1）鋼製ブリッジは、タンク本体に対し、十分強固にアンカーボルトにより据付け、温度変化による伸縮を考慮したものであること。

（2）レーキアームのバランス調整および沈殿池底面との間隔調整は入念に行うものとする。

（3）スキマアームの水平運動およびスカムブレードとパイプスキマの作動状態は十分に調整を行うこと。

（4）池底コンクリートについてはチェーンフライト式の池底コンクリートに準ずること。

（5）汚水投入管との取り合いについては、渦流による汚泥攪乱防止を考慮した構造とする。

11　塗　　装

機械設備工事必携による。

12　他工事との区分

（1）土木、建築工事との区分

1）コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する機器のアンカーボルト用穴明け斫りおよびその復旧工事は本工事に含む。

2）沈殿池底部仕上用コンクリートと据付部アンカーボルト埋込、埋込用モルタル、各機器据付調整用モルタルは本工事に含む。

（2）電気設備工事との区分

機器設備工事必携による。

13　標準付属品

（1）アンカーボルト	1式
（2）安全カバー	1式

14　その他付属品

（1）油脂類ギヤオイル18ℓおよびグリース16kg入　1缶ずつ（全基につき）

第２節　No.1 汚泥引抜弁

１．使用目的

本弁は、濃縮汚泥引抜管に取り付け、汚泥引抜を自動に行うものである。

２．仕　　様

項　　目	仕　　様	備　　考
(1)形　　式	電動偏心構造弁	
(2)口　　径	φ150mm	
(3)使 用 圧 力	0.2ＭＰａ	ポンプ吐出圧力
(4)電 動 機 出 力	0.2ｋＷ	
(5)電　　源	400Ｖ×50Ｈｚ	
(6)台　　数	１台	

３．標準仕様書の適用

第５章　第５節　§６

４．標準仕様書選択項目および範囲（該当項目を○で囲む）

(1)　駆動方式

(a)）電動式　　b）手動式

c）空気作動式 ･･･ イ）リミットスイッチ

a）有　　b）無

ロ）電磁弁（単体）

a）有　　b）無

ハ）三点セット（単体）

a）有　　b）無

ニ）電磁弁，三点セット（集合）

a）有　　b）無

ホ）空気源断時（単作動の場合）

a）弁開　　b）弁閉

(2)　開度発信器（Ｒ／Ｉ変換器内蔵形）

a）有　　(b)）無

５．特記事項

8

第３節　ポンプ室床排水ポンプ

１　使用目的

本ポンプは、床排水ピットへ集水された汚水を揚水するものである。

２　仕　　様

項　　目	仕　　様	備　考
(1)　形　　式	水中床排水ポンプ	
(2)　吐　出　口　径	φ65㎜	
(3)　吐　　出　　量	0.3m^3/min	
(4)　揚　　程	15m	
(5)　電　　動　　機	3.7ｋＷ×400Ｖ×50Ｈｚ×4Ｐ	
(6)　水中ケーブル長	約3.0m	
(7)　ポンプ井底から上部床までの高さ	1.2m	
(8)　台　　数	１台	

３　構造概要

本ポンプは管廊等の汚水を排水するもので、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とし、最小口径は65㎜とし、最大通過粒径は口径の70%以上とする。

ポンプは振動や騒音が少なく、円滑に運転できると共に、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とする。

４　製作条件

（１）流入水は、管廊等の床排水ピットへ集水された汚水とする。

（２）ポンプの運転は、閉め切り運転が可能であること。

５　各部の構造

駆動装置

（１）　ポンプに使用する電動機は、乾式水中形誘導電動機とする。

本　体

（１）ケーシング

１）ケーシングは内部圧力および振動等に対する機械的強度並びに腐食・摩耗を考慮した良質の鋳鉄製品とする。

２）ケーシングは分解、組立が容易な構造とする。

ａ）着脱形式　　ケーシング吐出フランジはスライド式とし、ポンプ装着の際は吐出ベンドフランジ面に沿って確実に接続されること。

ｂ）据置形式　　ケーシング下部に支持台を設け、ピット内の床に設置する。

（２）羽根車

羽根車は良質強靭なる製品とし、固形物の混入に対し、堅ろうであること。

羽根車は極力羽根数を少なくし平衡を十分とると共に、表面を滑らかに仕上げること。

（３）主　軸　　9

主軸は電動機軸を延長したもので、伝達トルクおよび捩り振動に対しても十分な強度を有する。

（4）軸封装置

軸封部には、メカニカルシールを用い運転中、停止中を問わず、異物がモータ内に侵入しないよう中間に油を密封した二段構造とする。また、シール等の取替えは容易に行える構造とする。

（5）軸　受

回転部量および水力スラストは、電動機に内装した軸受にて支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑なる自己潤滑ができる構造とすること。

（6）フランジ

配管との接続は、フランジＪＩＳＢ2239(ＪＩＳ10K)接手とする。ピット内配管および分解用フランジのボルト、ナットは、ＳＵＳ304とする。

6　使用材料

使用材料は次による。

部　品　名	材　質
ケーシング	ＦＣ200 以上
羽　根　車	ＦＣ200 以上
主　軸	13Ｃｒステンレス鋼

7　保護装置

（1）異常温度を検知するサーマルスイッチを内蔵すること。ただしφ65以下の場合は、オートカット(外部信号接点なし)とする。

（2）　油・水がモーター部に侵入しないよう浸水溜室を設けること。

8　試験、検査

本ポンプの検査は、機械設備工事必携に基づいて行うものとし、製作工場にて組立完了後、ＪＩＳＢ8301に準拠した性能試験を行う。

9　据　付

（1）据付にあたっては、水準器等によって、十分に芯出し調整を行う。

（2）管廊の側溝とポンプピットの接続部には格子（20㎜ピッチ）を設ける。動力ケーブルは吊上代、分解時に必要な長さとし、端子箱は原則として床上1.2m以上に取付ける。

（3）吊上用ブラケットは、ポンプの吊上、横引きに便なる構造とし、壁面に強固に取付ける。

（4）ポンプピット内には、ケーブルおよび吊上げ用チェーンの支持金具（ＳＵＳ304）を取付ける。

10　他工事との区分

（1）土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、蓋の加工、一部斫り工および部分の復旧工事は本工事に含む。

（2）電気設備工事との区分

10

端子箱および端子箱までの水中ケーブルの配線接続は本工事とし、それ以降の配線接続は電気設備工事とする。

11　標準付属品（１台につき）

（１）水中ケーブル（端子箱まで）	１　式
（２）吊上げ用チェーン（ＳＵＳ304製）	１　式
（３）吊上げ用ブラケット	１　式
（４）ポンプ着脱装置（着脱形式の場合） （ガイドパイプ等要部ＳＵＳ304）	１　式
（５）基礎ボルト、ナット	１　式
（６）連成計（隔膜式）	１　個
（７）自動空気抜弁（必要な場合）	１　個
（８）動力ケーブル用端子箱	１　個

12　その他付属品（１台につき）

（１）メカニカルシール	１台分

11

第４節　連絡管廊No.１～３床排水ポンプ

１　使用目的

本ポンプは、床排水ピットへ集水された汚水を揚水するものである。

２　仕　　様

項　　目	仕　　様	備　考
(1)　形　　式	水中床排水ポンプ	
(2)　吐　出　口　径	φ65㎜	
(3)　吐　　出　　量	0.3m^3/min	
(4)　揚　　程	10m	
(5)　電　　動　　機	1.5ｋＷ×400Ｖ×50Ｈｚ×4Ｐ	
(6)　水中ケーブル長	約3.0m	
(7)　ポンプ井底から上部床までの高さ	1.2m	
(8)　台　　数	３台	

３　構造概要

本ポンプは管廊等の汚水を排水するもので、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とし、最小口径は65㎜とし、最大通過粒径は口径の70%以上とする。

ポンプは振動や騒音が少なく、円滑に運転できると共に、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とする。

４　製作条件

（１）流入水は、管廊等の床排水ピットへ集水された汚水とする。

（２）ポンプの運転は、閉め切り運転が可能であること。

５　各部の構造

駆動装置

（３）　ポンプに使用する電動機は、乾式水中形誘導電動機とする。

本　体

（１）ケーシング

１）ケーシングは内部圧力および振動等に対する機械的強度並びに腐食・摩耗を考慮した良質の鋳鉄製品とする。

２）ケーシングは分解、組立が容易な構造とする。

ａ）着脱形式　　ケーシング吐出フランジはスライド式とし、ポンプ装着の際は吐出ベンドフランジ面に沿って確実に接続されること。

ｂ）据置形式　　ケーシング下部に支持台を設け、ピット内の床に設置する。

（２）羽根車

羽根車は良質強靭なる製品とし、固形物の混入に対し、堅ろうであること。

羽根車は極力羽根数を少なくし平衡を十分とると共に、表面を滑らかに仕上げること。

（３）主　軸

主軸は電動機軸を延長したもので、伝達トルクおよび捩り振動に対しても十分な強度を有する。

（4）軸封装置

軸封部には、メカニカルシールを用い運転中、停止中を問わず、異物がモータ内に侵入しないよう中間に油を密封した二段構造とする。また、シール等の取替えは容易に行える構造とする。

（5）軸　受

回転部量および水力スラストは、電動機に内装した軸受にて支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑なる自己潤滑ができる構造とすること。

（6）フランジ

配管との接続は、フランジＪＩＳＢ2239(ＪＩＳ10K)接手とする。ピット内配管および分解用フランジのボルト、ナットは、ＳＵＳ304とする。

6　使用材料

使用材料は次による。

部　品　名	材　質
ケーシング	ＦＣ200 以上
羽　根　車	ＦＣ200 以上
主　軸	13Ｃｒステンレス鋼

7　保護装置

（1）異常温度を検知するサーマルスイッチを内蔵すること。ただしφ65以下の場合は、オートカット(外部信号接点なし)とする。

（4）　油・水がモーター部に侵入しないよう浸水溜室を設けること。

8　試験、検査

本ポンプの検査は、機械設備工事必携に基づいて行うものとし、製作工場にて組立完了後、ＪＩＳＢ8301に準拠した性能試験を行う。

9　据　付

（1）据付にあたっては、水準器等によって、十分に芯出し調整を行う。

（2）管廊の側溝とポンプピットの接続部には格子（20㎜ピッチ）を設ける。動力ケーブルは吊上代、分解時に必要な長さとし、端子箱は原則として床上1.2m以上に取付ける。

（3）吊上用ブラケットは、ポンプの吊上、横引きに便なる構造とし、壁面に強固に取付ける。

（4）ポンプピット内には、ケーブルおよび吊上げ用チェーンの支持金具（ＳＵＳ304）を取付ける。

10　他工事との区分

（1）土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、蓋の加工、一部斫り工および部分の復旧工事は本工事に含む。

（2）電気設備工事との区分

13

端子箱および端子箱までの水中ケーブルの配線接続は本工事とし、それ以降の配線接続は電気設備工事とする。

11　標準付属品（１台につき）

（１）水中ケーブル（端子箱まで）	１　式
（２）吊上げ用チェーン（ＳＵＳ304製）	１　式
（３）吊上げ用ブラケット	１　式
（４）ポンプ着脱装置（着脱形式の場合） （ガイドパイプ等要部ＳＵＳ304）	１　式
（５）基礎ボルト、ナット	１　式
（６）連成計（隔膜式）	１　個
（７）自動空気抜弁（必要な場合）	１　個
（８）動力ケーブル用端子箱	１　個

12　その他付属品（１台につき）

（１）メカニカルシール	１台分

第５節　配　管

１．配管仕様および施工範囲

番号	配 管 名	材　　質	口　　径 （A、φ）	施工範囲 （　～　）	備　　考 （配管被覆等）
1	脱臭ダクト	VU	φ150	スカム処理棟 ～重力濃縮槽	ダンパ、たわみ継手有り
2	汚泥流入管	ゴム	φ200	可とう管更新	水協 偏心量 200 ㎜

２．一般仕様書の適用

３．特記事項

15

第６条　基礎工

１．基礎工仕様および施工範囲

番号	名　称	設置場所	主 寸 法	材　質	数量	備　考
1	汚泥濃縮タンク底部コンクリート	各所			１式	
2	脱臭ダクト基礎	屋外			１式	既設利用
3	汚泥流入管基礎	屋外			１式	既設利用

２．一般仕様書の適用

３．特記事項

１）詳細は、機器配置図、添付図による。

16

第７節　鋼製加工品類

１．鋼製加工品仕様及び施工範囲

番号	名　称	設置場所	主寸法	材　質	数量	備　考
1	排水ピット グレーチング	各所	1100×1050 1250×1100	SS400 メッキ	１式	

２．一般仕様書の適用

３．特記事項

１）詳細は、機器配置図、添付図による。

17

第３章　撤去工事

第１節　撤去工事

１　下記に示す項目につき撤去を行うものとする。

（１）撤去機器

番号	名　称	仕　　様	施工場所	数　量
1	No.１汚泥かき寄せ機	中央駆動式懸垂形 φ8500×3000H　　0.4kw	汚泥濃縮タンク	１基
2	No.１汚泥引抜弁	電動偏心構造弁 φ150　　0.2kW	連絡管廊	１台
3	ﾎﾟﾝﾌﾟ室床排水ﾎﾟﾝﾌﾟ	水中床排水ポンプ　1.5kw φ65×0.3m3/分×10m	連絡管廊	１台
4	連絡管廊 No.1～3 床排水ﾎﾟﾝﾌﾟ	水中床排水ポンプ　1.5kw φ65×0.3m3/分×10m	連絡管廊	３台
5	脱臭ダクト	φ150　ダンパ　たわみ継手	屋外	１式
5	可とう管	φ200　偏心量 200 ㎜　ゴム	屋外汚泥流入管	１個
6	排水ピット グレーチング	SS メッキ	連絡管廊	１式

２　詳細は機器配置図、添付表による。

３　特記事項

第４章　特記事項

§１　工期

１．工期には、作業日数・準備日数・後片付け日数のほか休工日（土曜日・日曜日・祝祭日・天候による休工日）を含むものとする。

※参考

・ゴールデンウィーク　　４月２９日～５月　５日　　７日間

・お　盆　休　暇　　８月１３日～８月１６日　　４日間

・お　正　月　休　暇　１２月２９日～１月　３日　　６日間

§２　コンクリート中のアルカリ総量の抑制の確認

１．請負者は使用するコンクリート中のアルカリ総量の計算（ＪＩＳＡ５３０８付属書６）を行い、アルカリ総量が 3.0 kg/m3 以下であることを確認すること。なお、計算方法は式－１とする。

２．１工事又は１種別あたりの使用量が、50m3 未満の無筋コンクリートにあっては。上記の計算及び確認は省略することができる。

§３　公共事業労務費調査に対する協力

⑴本工事が甲が実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、乙は、調査票等に必要事項を正確に記入し甲に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

⑵調査票等を提出した事業所を甲が事後に訪問して行う調査・指導の対象に乙がなった場合、乙は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

⑶公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、乙は、労働基準法に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

⑷乙が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、乙は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

§４　グリーン購入法特定調達品購入実績調査票の提出

⑴請負者は工事完了時に、別紙１に定めるグリーン購入法特定調達品購入実績調査票に本工事での購入実績を記入のうえ監督職員に提出すること。

§５　下請調書及び建設資材調書

⑴下請調書及び建設資材調書は、監督職員がＦＤ等により貸与する電子データに必要事項の入力を行うものとする。

⑵下請調書及び建設資材調書の提出は、紙で出力した下請調書及び建設資材調書に捺印したもの、及び入力済み電子データ（ＦＤ等）の両方を監督職員に提出するものとする。

⑶電子データを作成することが困難な場合は、電子データの提出は必要ないものとする。ただし、その場合は事前に監督職員の承諾を得ること。

§６　安全訓練実施状況報告書

別紙２（参考資料）

§７　低入札工事における品質管理の強化

低入札価格制度による調査基準価格を下回る価格をもって契約した場合は、品質管理項目の現場施工に係る必須項目について、試験項目の試験頻度を２倍とするとともに、原則としてネットワークによる全体工程表を提出するものとする。低入札にて落札された工事については、施工管理頻度が２倍となります。

別紙1

平成21年度 グリーン購入法特定調達品購入実績調査票

公所名	北上川上流流域下水道事務所			工事番号
工事名				
請負金額（消費税含み）		円		

区分番号	品目名		適用	単位	数量		割合（%）	備考
	品目分類	品目名			適用品目	類似品目		
1	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土		m3				
2		土工用水砕スラグ		m3				
3		銅スラグを用いたケーソン中詰め材		m3				
4		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め剤		m3				
5	地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ		m3				
6	コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材		m3				
7		フェロニッケルスラグ骨材		m3				
8		銅スラグ骨材		m3				
9		電気炉酸化スラグ骨材		m3				
10	アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物		t				
11		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		t				
12	路盤材	再生骨材等		m3				
13		鉄鋼スラグ混入路盤材		m3				
14	小径丸太材	間伐材		m3				
15	混合セメント	高炉セメント		m3				
16		フライアッシュセメント		m3				
17	セメント	エコセメント		個				
18	コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート		m3				
19	吹き付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹き付けコンクリート		m3				
20	塗料	下塗用塗料（重防食）		kg				
21		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		m2				
22	舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）		m2				
23		再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）		m2				
25	園芸資材	パークたい肥		kg				
26		下水汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）		kg				
27	道路照明	環境配慮型道路照明		台				
45	配管材	排水用再生硬質塩化ビニル管		m				
49	建設機械	排出ガス対策型建設機械		工事数				
				機種				
50		低騒音型建設機械		工事数				
				機種				
51	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法		工事数				
52	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法		工事数				
53	コンクリート塊再生処理工法	コクリート塊再生処理工法		工事数				
55	舗装（路盤）	路上再生路盤工法		工事数				
				m2				
56	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法		工事数				
				m2				
57	高機能舗装	排水性舗装		工事数				
				m2				
58		透水性舗装		工事数				
				m2				

別紙２

安全・訓練状況報告書					
月・日	時　　間	場所名	参加人数	安全・訓練の項目○印	適　　用
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	実施内容及び状況 状況写真は別紙
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃
・	：～：		名	1,2,3,4,5,6	〃

１．安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
２．当該工事内容等の周知徹底
３．工事安全に関する法令
４．当該工事における災害対策訓練
５．当該工事現場で予想される事故対策
６．その他、安全・訓練等として必要な事項

22

施工条件明示一覧表	確認印	所　長	工務課長	総括主査	担当者

明示項目	明示事項	契約条件等
Ⅰ. 工程関係	1. 関連する他工事 (有)・無	ア. 影響箇所　(水沢浄化センター場内　) イ. 他工事の内容　(プラント電気設備工事　) ウ. 開始又は完了時期　(　)
	2. 特定される施工時期等による制限 有・(無)	ア. 工事内容　(　) イ. 時期・時間　(　) ウ. 施工方法　(　)
	3. 工事着手前の事前調査 有・(無)	ア. 調査内容　(　) イ. 調査期間　(　) ウ. 移設期間　(　)
	4. 設計工程上の休日日数等作業不能日数 (GW、夏期、年末年始休暇を含む)	ア. 日数　(　105日　)
	5. その他　(　)	
Ⅱ. 諸官庁との協議関係	1. 関係機関等との協議 有・(無)	ア. 工事内容　(　) イ. 協議内容　(　) ウ. 協議成立見込時期　(　)
	2. 関係機関等協議結果による条件 有・(無)	ア. 工事内容　(　) イ. 時期・時間　(　) ウ. 施工方法　(　)
	5. その他　(　)	
Ⅲ. 用地関係	1. 工事用地等の未処理による制限 有・(無)	ア. 未処理箇所　(　) イ. 処理見込時期　(　)
	2. 工事用地等の使用終了後の復旧条件 有・(無)	ア. 内容　(　)
	3. 工事用仮設道路等の借地指定 有・(無)	ア. 場所・範囲　(　) イ. 時期・期間　(　) ウ. 使用条件　(　) エ. 復旧方法等　(　)
	4. 仮設ヤードの指定(桁製作ヤード) 有・(無)	ア. 場所・範囲　(　) イ. 時期・期間　(　) ウ. 使用条件　(　) エ. 復旧方法等　(　)
	5. その他　(　)	
Ⅳ. 公害関係	1. 公害防止のための施工方法等の制限 有・(無)	ア. 騒音　イ. 振動　ウ. 粉塵　エ. 排出ガス オ. その他　(　) カ. 施工方法　(　) キ. 建設機械・設備　(　) ク. 作業開始　(　)
	2. 水替・流入防止施設の設置 有・(無)	ア. 施設内容　(　) イ. 設置期間　(　)
	3. 濁水・湧水等の処理条件 有・(無)	ア. 処理施設　(　) イ. 処理条件等　(　)
	4. 事業損失防止のための事前・事後調査 有・(無)	ア. 騒音　イ. 振動　ウ. 地盤沈下　エ. 地下水 オ. 電波障害　カ. その他　(　) キ. 事前・事後調査区分　(　) ク. 調査時期　(　) ケ. 調査方法　(　) コ. 調査範囲　(　)
	5. その他　(　)	
Ⅴ. 安全対策関係	1. 交通安全対策施設等の指定 有・(無)	ア. 施設内容　(　) イ. 設置期間　(　)
	2. 鉄道、ガス、電気、電話等の近接制限 有・(無)	ア. 鉄道　イ. ガス　ウ. 電気　エ. 電話 オ. 水道　カ. その他　(　) キ. 施工方法制限　(　) ク. 作業時間制限　(　) ケ. その他　(　)

明 示 項 目	明 示 事 項	契約条件等
Ⅴ. 安全対策関係	3. 落石、雪崩、土砂崩落等の防護施設 有・無	ア. 施設内容 （ ） イ. その他 （ ）
	4. 発破作業等の保安設備・要員の配置 有・無	ア. 設備・要員内容 （ ） イ. 制限内容 （ ） ウ. その他 （ ）
	5. 換気設備等の設置 有・無	ア. 有毒ガス イ. 酸素欠乏 ウ. その他（ ） エ. 設備内容（処理が必要な場合別途協議 ）
	6. 積載超過防止対策 有・無	ア. 土砂及び工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 イ. 積載超過防止対策方法を施工計画書「交通管理」等に明記するとともに、「安全訓練等の実施状況」に準じ、点検記録を作成すること。 ウ. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
	7. その他（建設機械施工安全技術指針）	適用する建設機械施工安全技術指針は平成17年3月31日改正版とする。
Ⅵ. 工事用道路関係	1. 一般道路の搬入路使用 有・無	ア. 搬入経路指定 （ ） イ. 使用制限等 （ ） ウ. 使用中の処置 （ ） エ. 使用後の処置 （ ） オ. その他 （ ）
	2. 仮道路の設置条件等 有・無	ア. 仮設道路設置 （ ） イ. 安全施設内容 （ ） ウ. 安全施設設置期間 （ ） エ. 工事終了後の存置・撤去 （ ） オ. 路面維持・補修内容 （ ）
	3. その他 （ ）	
Ⅶ. 仮設備関係	1. 仮設備の引渡・引継 有・無	ア. 仮設備内容 （ ） イ. 引渡・引継期間 （ ） ウ. 条件等 （ ）
	2. 仮設備の構造・施工方法の指定 有・無	ア. 構造 （ ） イ. 施工方法 （ ）
	3. 仮設備の設計条件の指定 有・無	ア. 設計条件 （ ） イ. その他 （ ）
	4. その他 （ ）	
Ⅷ. 建設副産物関係	1. 建設発生土の利用 有・無	ア. 発生場所 （ ） イ. その他 （ ）
	2. 残土受入場所の指定 有・無	ア. 場所・距離 （ ） イ. 処分条件 （ ） ウ. 仮置き場所・距離 （ ） エ. 保管条件 （ ）
	3. 再生資材の利用 有・無	ア. 資材名 （ ） イ. 規格 （ ） ウ. 使用箇所 （ ）
	4. 建設副産物の現場内再利用・減量化 有・無	ア. 再利用等の内容 （ ） イ. その他 （ ）
	5. 建設副産物の処理条件 有・無	ア. 処理資材名 （Co殻 ） イ. 受入場所 （一関市東山町田河津 ） ウ. 受入時間帯 （ ） エ. 仮置き場所等 （ ） オ. 処理条件 （搬出調書等を提出すること ）

明 示 項 目	明 示 事 項	契約条件等
Ⅷ. 建設副産物関係	6. 建設廃棄物の処理条件 有・(無)	ア. 処理資材名 （ ） イ. 受入場所 （ ） ウ. 受入時間帯 （ ） エ. 仮置き場所等 （ ） オ. 処理条件 （搬出調書等を提出すること ）
	7. その他 （ ） ※再生資源化等をする施設については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責のによるものでない事項については、この限りではない。	
Ⅸ. 工事支障物物件等関係	1. 占用支障物件 有・(無)	ア. 電気 イ. 下水道 ウ. 電話 エ. 水道 オ. ガス カ. その他 （ ） キ. 管理者 （ ） ク. 位置 （ ） ケ. 移設時期 （ ） コ. 工事方法等 （ ）
	2. 占用物件との重複施工 有・(無)	ア. 電気 イ. 下水道 ウ. 電話 エ. 水道 ） オ. ガス カ. その他 （ ） キ. 工事内容・期間 （ ）
Ⅹ. 薬液注入関係	1. 薬液注入 有・(無)	ア. 設計条件・工法区分・材料種類・施工範囲等 （ ）
ⅩⅠ. 技術者の選任関係	1. 主任技術者及び監理技術者の選任 (有)・無	ア. 機器据付開始から完成までの間専任で配置すること。
ⅩⅡ. その他	1. 現地着手時期 有・(無)	ア. 機器据付開始から完成までの間専任で配置すること。
	2. 下請調書・建設資材調書 (有)・無	ア. 下請調書、建設資材調書は別途配布する電子データ（FD）で作成し、印刷・捺印したものとFDを提出すること。

上記明示項目、明示事項の〇印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることになるので、参考のために条件を明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは。発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

電子納品特記仕様書〔工事〕

1　適用

本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2　電子納品実施区分

本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

（　）本工事は、電子納品を「義務」として実施する。 （○）本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

3　電子納品対象書類

〔機械設備関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	○		
DRAWINGS/SPEC	特記仕様書	○		
MEET/ORG	工事打合せ簿 出来形管理 品質管理　　等		○	
PLAN/ORG	施工計画書		△	
DRAWINGF	完成図		○	前項において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする
K.BOOK/ B.SPC、B.CHECK、 B.INST、B.DEVICE B.EXAM　　、 B.MANUAL	完成図書 実施仕様書、計算書 施工図面、機器図 施工管理記録書､取扱説明書		○	
K.DRAW/ D.LDR、D.SPC D.CHECK　　、 D.DRAWF D.DEVICE､D.EXAM D.MANUAL	施工図 台帳、実施仕様書 計算書、施工図面 機器図、施工管理記録書 取扱説明書		○	
PHOTO/PIC	工事写真書類		△	
PHOTO/DRA	参考図		△	
OTHARS/ORG	その他の資料		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4　電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で 2 部提出すること。

5　電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6　電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。